

## ＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体（自治体）に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先がら団体（自治体）以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体（自治体）に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

### 【ご注意】ワンストップ特例を申請しても①～③いずれか1つでも該当した場合は適用されません。

- ①医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした
- ②6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請した
- ③寄附した翌年の1月1日時点の住所が申請書に記載された住所から変更になったが、変更の届出がされていない

◆申請時点の住民票上の氏名・住所にて申請をお願いします。

※ワンストップ特例を申請した後で、氏名・住所変更など申請書の記載事項に変更があった場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体（自治体）に「**変更届出書**」の提出が必要です。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・  
**確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

### ◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ申請書)送付先について

ワンストップ特例の申請を希望される方は、申請書に必要な事項をご記入の上、必要書類を添付して下記の【観音寺市業務委託先会社】へ、提出期日：**翌年1月10日(必着)まで**に郵送にてご提出ください。

ワンストップ特例申請書に関するお問い合わせは下記をお願いいたします。

TEL：0570-087712      メールアドレス：info-oka-fsc@redhorse.co.jp

### 申請書送付先【観音寺市業務委託先会社】

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井二丁目1番18号 OGW 岡山下石井ビル401号室  
レッドホースコーポレーション株式会社 ふるさと納税サポートセンター「観音寺市ふるさと納税」宛

### 添付する書類

#### ◆マイナンバー(個人番号)の提供のお願い

番号法の施行(マイナンバー導入)に伴い、【個人番号確認の書類】と【本人確認の書類】のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と一緒に提出することが必須になりました。

	[マイナンバーカード] を持っている人	[通知カード] を持っている人	[マイナンバーカード]・[通知カード]の どちらも無い人
個人番号確認の 書類	マイナンバーカードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー (氏名・住所などの記載内容が住民票 と一致するものに限りです)	個人番号が記載された住民票のコピー (貼らずに同封してください)
本人確認の 書類	マイナンバーカードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー  <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名・生年月日 および住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー  <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名・生年月日 および住所が確認できるように コピーする。

(注) 寄附申し込みの際に、メールアドレスをご登録いただいている場合は、メール送信により受付完了について通知いたします。

# 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入例 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

[E]、[F]のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：翌年1月10日（必着）

**A. 寄附された元号・年を記入してください。**

**B. 記入年月日をご記入ください。  
併せて住所、電話番号、氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。  
※申請は、住民票記載の住所となります。**

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日	香川県観音寺市長 殿	整理番号		フリガナ	
住 所	〒	氏 名		個人番号	
		電話番号		生年月日	

**C. 個人番号  
(マイナンバー)を  
記入してください。**

★E・Fどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

**E. 確定申告  
(または住民税申告)  
をしない方はチェック  
してください。**

※確定申告が必要な自営業の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で申告を行う方などは、対象となりません。

**F. 寄附先の自治体が  
1年間(1月1日～12月31日)で、  
5自治体以内であればチェック  
してください。(寄附回数ではなく  
寄附先の数)**

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用をれかに該当する場合には、同号に係るものに額控除の適用を受ける税・道府県民税の申告

**D. 寄附をした年月日と金額をご記入ください。  
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を  
提出する必要があります。**

(第13項) 各号のいずれ該当する場合にあってその場合に寄附金税申告書又は市町村民

1. 当団体に対する寄附に関する事項	
寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項  
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみです。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

<p><b>① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である</b></p> <p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	□
<p><b>② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である</b></p> <p>(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</p>	□

下記1～3いずれかのパターンで、マイナンバー（個人番号）確認及び本人確認の書類のコピーを貼り付けて下さい。

1. マイナンバーカードをお持ちの方 → カードの表と裏のコピー
2. マイナンバーカードをお持ちでない方で、通知カードをお持ちの方 → 通知カードのコピー + 下記本人確認書類から1種類
3. マイナンバーカード・通知カードどちらもをお持ちでない方 → 個人番号が記載された住民票のコピー + 下記本人確認書類から1種類

①個人番号確認書類（貼付け台紙）	②本人確認書類（貼付け台紙）
<p>・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号がある面</p> <p style="background-color: yellow;">↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</p> <p>・マイナンバー(個人番号)通知カード (注)氏名・住所などの記載内容が住民票と一致するものに限りです。</p> <p>・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票</p> <p style="text-align: center;">上記いずれかのコピー</p>	<p>・マイナンバーカード(表面) ※顔写真がある面</p> <p>顔写真付き書類 いずれかのコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・パスポート</li> <li>・在留カード</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・特別永住者証明書 等</li> </ul> <p>※顔写真なしの本人確認書類を添付される場合は、次のいずれか2点以上の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・納税証明書</li> <li>・源泉徴収票など公的書類と認めるもの</li> </ul>